

令和5年度 事業計画書

公益財団法人 日本骨髄バンク

令和5年度（2023年度）事業計画書

これまでの概況

日本骨髄バンク（以下、当法人という）は1991年12月、非血縁の骨髄提供者（以下、ドナーという）のあっせん機関として「財団法人 骨髄移植推進財団」の名称で設立された。国の主導の下、日本赤十字社（以下、日赤という）や地方自治体等と白血病等の患者を30年以上にわたり救命につながる橋渡しをしてきた。累計移植数は2万7283件（2022年12月末）に達している。

2012年4月に公益財団法人に認定され、翌年10月「公益財団法人 日本骨髄バンク」と名称変更した。2014年1月の「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（以下、法律という）施行に伴い、同年4月に国内唯一の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者として許可を得た。

2022年暦年の主な実績は以下の通り。

新規患者登録者 1929人（前年2104人）
移植件数 1062件（前年1182件）
内、末梢血幹細胞移植 307件（前年302件）

コーディネート期間

患者登録～採取 125日（前年125日）
ドナー指定～採取 114日（前年113日）

新規ドナー登録者 3万4021人（前年3万3041人）
総登録者数 54万3694人（2022年12月末）

コロナ禍によるコーディネートへの影響は引き続き大きかったが、それを機に最終同意面談にリモート機能を取り入れる等工夫を重ねており、今後も感染拡大防止に留意しながら骨髄バンク事業を停滞させることなく遂行していく。またコロナ禍における造血幹細胞（骨髄、末梢血幹細胞）の凍結対応も定着し、今後も安全に移植できるよう本特例措置を継続する。

ドナー登録者は年齢超過（55歳まで）や健康理由などによる登録取消数は年間2万8000人を超え、今後も増加が見込まれる。40代と50代でドナー登録者の約6割を占めており、若年層ドナーの登録推進が命題となる。

本事業計画の基本数値

	令和5年度 予算数値	令和4年度実績見通し
国内移植件数	1000 件	1040 件
国際移植件数	5 件 (内、受領 3 件、提供 2 件)	5 件 (内、受領 2 件、提供 3 件)
確認検査件数	4250 件 (内、国際 55 件)	4300 件 (内、国際 55 件)
新規ドナー登録者数	3 万 5000 人	3 万 4000 人

事業実施の基本方針

令和5年度は以下に重点を置く。

1. 若年層を軸とした提供応諾率の高いドナー獲得
2. 応諾率向上に向けた社会環境整備とドナーリテンション対策
3. コーディネート期間短縮に向けた移植最適時期での採取をめざす取り組み

事業の実施

I 普及啓発事業

ドナー登録者の高齢化に伴い、必要な策を講じなければ3年後からドナープールが急速に縮小していく。試算し出された目標、「30代以下の若年ドナー登録者を、年間あと1万人増やすこと」を達成するための方策として、「SNS活用・ホームページ刷新」、「大学との連携強化」を実施し、「ドナー登録時HLA検査にスワブ導入」を目指し準備する。

事業実施の基本方針

- 「1. 若年層を軸とした提供応諾率の高いドナー獲得」
- 「2. 応諾率向上に向けた社会環境整備とドナーリテンション対策」

の2点に重点を置き、具体的には以下の事業を推進する。

(1) 目標の周知

全国の都道府県、各地の地区普及広報委員や説明員、ボランティアに対して、「30代以下の新規ドナー登録者を、年間あと1万人増やす」という目標を周知し、若年層の登録推進を図る。

(2) 大学でのドナー登録会促進

- ・大学ボランティアサークルなどのメンバーを対象に学生説明員を養成し、学生により登録会が完結できる体制を構築し、代々継続していけるよう標準化を図る。
- ・教育機関を軸としたドナー登録会を説明員が企画できるように育成する。
- ・高校や大学の入学式・卒業式・成人式で、リーフレットの配布を継続して行い、骨髄バ

ンクを知ってもらうきっかけをつくる。

- ・献血ルームに説明員を配置し若年ドナーを獲得する施策は、年数経過とともに成果が薄れてきたものの、若者が多く訪れる時間に絞る等、効率化した上で今年度も継続する。

(3) 教育機関での「骨髄バンク講演会」開催

- ・移植経験者や提供経験者が小・中学校、高校、大学などで体験談を語る「語りべ講演会」開催を継続し、さらに積極的にリモートを取り入れ講演回数を増やす。
- ・文部科学省主導の「がん教育」事業との連携を目指し、教育の場に骨髄バンク事業を広める。

(4) ユースアンバサダーによる普及啓発・登録推進

10代20代限定のボランティア組織「ユースアンバサダー」の意見を聞きながら、広報戦略の立案、情報発信等、若年層に向けた普及啓発活動を実践する。移植／提供経験を有するユースアンバサダーは、「語りべ」としても積極的に起用する。

(5) 公式サイトや SNS の積極的活用

- ・SNSを通じて認知度を高め、公式サイトを訪問した若年層の興味を引き付け、ドナー登録を推進する。また既登録者に関しても、SNS 配信・公式サイト充実により、理解を深めドナーリテンション（提供意思の維持）に繋げる。まずは Twitter での発信に注力しフォロワー数増加を目指す。他にも YouTube や Instagram を活用していく。
- ・支援機関の協力のもと、ドナー登録時に必ず LINE 友達登録を依頼できる体制を構築し、リテンションに繋がるコンテンツを LINE で発信できるようにする。

(6) スワブによるドナー登録時 HLA 検査導入に向けた準備

スワブによる HLA 検査を数十件実施し、受付・スワブキット発送・検体受理・検査会社に発送・結果取得・取り込みの一連の流れを試行する。令和 7 年度の本格導入を目指し準備する。

(7) 都道府県との連携

- ・例年 11 月開催の「都道府県骨髄バンク担当者会議」を、やや前倒しして開催し、骨髄バンク推進月間（10 月）での自治体の取り組みが効果的になるよう働きかける。具体的には、自治体をお願いしたいことを明確に伝える、また各県での効果的な取り組み実例を紹介する。
- ・「骨髄バンク連絡推進会議」（骨髄バンク事業の推進のために都道府県が中心となって組織する会議）を、引き続き未設置県に対して導入を促す。

(8) 「ドナー休暇制度／公欠制度」導入の働きかけ

- ・厚生労働科学研究での結果を参考にしながら、企業や団体等への「ドナー休暇制度」、学校への「ドナー公欠制度」導入を継続的に推進する。「語りべ講演会」実施時などに、ドナー登録会開催、学生説明員養成と合わせて、ドナー公欠制度導入を依頼していく。
- ・適合ドナーの勤務先等に本制度が未導入の場合、希望に応じて、当法人職員から直接ドナーの勤務先等に説明し導入検討を依頼する。

(9) 寄付ルートの拡大

- ・寄付実績のある企業や団体、個人に対して継続的に働きかけ、複数回寄付に結びつける。自身の資産を社会へ広く還元したいという寄付者や、若年層ユーザーが多い電子マネーからの寄付ルートなどを重点的に開拓する。
- ・企業とのタイアップや新規の寄付ルート開拓、既存ルートの拡大を図るとともに、相続寄付や遺贈希望への対応も行う。骨髄バンクに寄付することの意義、事業の重要性を発信、また、公式サイト上で寄付しやすくなる画面上の工夫、心を動かすコンテンツの掲載を強化する。

(10) AC ジャパンによる広告・宣伝・PR

新たな AC ジャパン支援キャンペーンが 7 月からスタートする。テレビやラジオの CM、駅貼りポスター、中吊り広告、デジタルサイネージなどを通じて、社会での認知度向上に繋げる。

さらに、大学・健診センター・自動車免許センター等でのポスター掲示を促進する。

(11) 機関誌発行

骨髄バンクニュースを例年通り 7 月と 12 月に発行し、リテンション(提供意思の維持)に繋げる。7 月号は SMS(ショートメッセージサービス)でドナー登録者に送信し、公式サイトでの閲覧を促す。

(12) 住所不明者対策

引き続き SMS を使って住所変更を促す。

II 連絡調整等事業

2020 年に実施した期間短縮 WG を機に、現行の枠組みの中で改善できることをこれまで多々取り組んできた。その結果、部分的な短縮は実現できた。

・2021 年 3 月末から「適合ドナーへの通知、それに対するドナーからの返信」を Web 上で行える仕組みを導入した結果、通知から返信受理までの期間が 5 日短縮した。

・確認検査判定の運用を変更(※)した結果、確認検査実施から判定までの期間が 3 日短縮した。※基準により適格・不適格が明らかな場合は、地区代表協力医師に判断を求めず地区事務局が振り分けることとした。

しかし一方で、適合から提供まで全体を通した期間は縮んでおらず、今年度は事業実施の基本方針

「3. コーディネート期間短縮に向けた移植最適時期での採取をめざす取組み」に重点を置いて、より大幅な改変も視野に検討を進めていく。

(1) 専任判定医師の本格稼働

確認検査行程まで専任の医師が適格性を判定することにより効率化を進め、期間短縮につなげる。

(2) 確認検査面談のリモート化促進

確認検査では、「コーディネーターとの面談」と「医師による問診・採血」を実施する。1 時間半～2 時間と拘束時間が長く、ドナーは半休～1 日仕事・学校を休まなくてはならない。このため日程決定にも時間を要する。今年度は、「面談」をリモートで実施、後日ドナーのみが来院し「問診・採血」を実施する方法を促進し、施設滞在時間を短縮することでドナーの利便性を高め、応諾率向上、期間短縮に繋げる。

(3) 造血幹細胞移植推進拠点病院との連携

全国 9 ブロック 12 施設の造血幹細胞移植推進拠点病院との連絡を密にし、引き続き移植最適時期での採取実現に取り組む。厚生労働省「造血幹細胞移植医療体制整備事業」の一環である「採取受け入れ可否情報共有 Web サービス」を取り入れている地区事務局においては、本サービスの採取受け入れ可能日枠の情報を効果的に活用し、ドナー選定から採取までの期間短縮につなげる。

(4) 個人情報保護対策

- ・ドナーの個人情報保護対策として、2019 年度より開始したクラウドサービス利用を順次拡大し、帳票の電子化を進める。
- ・事務局・コーディネーター間で送受信する帳票の見直し、また、FAX 送信を廃止する方法を検討し、順次導入する。
- ・帳票から必須でない情報を削除するなど見直す。
- ・コーディネーターが電話・メールに使用するスマートフォンについては、紛失防止策を含めた管理方法を明文化し周知したが、引き続き徹底を促す。メールについてはデータが端末に残らないアプリを導入するとともに、記載可能な内容と不可の内容を具体的に示したルールを策定し、万一のスマートフォン紛失時にも個人情報が漏洩するリスクを下げる。

(5) 持続型 G-CSF 製剤(ジーラスタ)導入に関する検討

血縁者間末梢血幹細胞採取において開始されているジーラスタの使用については、ドナーに及ぼす影響や負担等に関する情報収集を行い、非血縁ドナーでの導入にかかる検討を開始し準備する。

(6) NGS-SBT 法検査実施の必要性の情報発信

2020 年 3 月より NGS-SBT 法 HLA 検査を導入し（患者は必須、ドナーはオプション）、「採取ドナーとの HLA 適合度を移植前に正確に評価することが望ましい」とされているが、採取ドナーの NGS-SBT 法 HLA 検査実施は 3 割程度に留まっている。造血幹細胞移植の成績向上に寄与する HLA タイピング法であることを、移植医師に向けて引き続き情報発信する。

(7) 新型コロナウイルスに関する対応

コロナ禍における特例措置として、造血幹細胞の凍結対応を継続する。同時に関係者には留意点等を引き続き周知徹底する。

以下を継続して遂行する。

(8) ドナーの安全確保

- ・採取術におけるドナーの健康と安全を確保、また、適切に情報提供するため、これまでも必要に応じてドナー適格性判定基準ならびに採取マニュアルを改訂してきたが、より迅速かつ効果的に実施していく。
- ・ドナーの健康被害など緊急事態発生時には、事象の重大性に鑑みて調査委員会を設置・検討するなどし、適切に情報を公開する。

(9) コーディネーターの研修、指導育成

- ・「コーディネーターブラッシュアップ研修会」や各地区事務局で開催する「コーディネーター会議研修会」はWEB開催とする。個人情報取り扱いに関する注意点やコーディネート期間短縮に向けた施策の徹底を図るとともに、関係者間での連携を深める。多様化するコーディネートを適切に進めるため、知識と技能の習得を目指す。
- ・養成研修会を修了し活動を開始した新人コーディネーターに対し、地区事務局・コーディネーションスタッフ主導で指導・育成する。

(10) 移植・採取施設の認定

移植施設（診療科）認定事務を、学会からの業務委託を受けて行う。なお、採取施設は学会と当法人が共同で認定する。

(11) 患者問い合わせ窓口・主治医相談窓口

- ・患者からの、負担金やコーディネート状況に関する問い合わせに適宜回答する。
- ・ドナー選択等に関する主治医からの相談には、臍帯血移植に関する相談を含め、当法人に設置された委員会で引き続き対応する。

(12) コーディネート支援システム等の管理

造血幹細胞移植支援システムの一部である2021年3月に更新を行った「コーディネート支援機能(システム)」の運用・管理を引き続き適切に実施する。また造血幹細胞移植支援システムと別に当法人で独自に構築した「患者負担金等入金管理システム」の運用・管理も同様に実施する。

(13) 国際協力

- ・国内患者からの海外ドナー検索依頼および海外患者からの国内ドナー検索依頼を受け付ける。国際間の血縁者間移植をサポートする。
- ・非血縁臍帯血の海外提供を可能にするための検討を続ける。外国臍帯血供給事業者から国内患者への臍帯血の提供については主治医等から申し出があった場合に限り支援する。
- ・日赤から引き続き協力を得て、日本のドナーHLA集計情報をWMDAに定期的に提供する。
- ・国際会議に参加し情報収集し事業に活かす。

(14) 調査研究協力

①移植データの追跡調査への協力

日本造血細胞移植データセンターにおける造血幹細胞移植登録を一元管理するため、データの収集・管理に協力する。

②ドナーフォローアップデータの収集・管理

骨髄・末梢血幹細胞採取およびドナーフォローアップに関連するデータを収集・管理する。解析結果は必要に応じて公表し、ドナーの安全性向上に寄与する。

③調査研究への協力

当法人各委員会や研究者からの要請に基づき、倫理委員会で随時審査して調査研究に協力する。

④検体保存事業

移植に至った患者とドナーの血液検体を保存する検体保存事業は、日赤ならびに日本造血細胞移植データセンターが実施しているが、患者・ドナーへの説明や同意確認にかかわる手続き等で協力する。

(15) 患者負担金軽減積立金の運用

患者及びドナーの本人確認検査に掛かる費用について、患者負担金軽減積立金（2005年度設置）を充当する。

(16) 患者負担金等支援基金事業

患者負担金等支援基金(2002 年度設置)から患者負担金減額免除（以下、減免という）とドナー入院時の差額ベッド代を肩代わりする。減免は、生活保護受給世帯と住民税・所得税の非課税世帯等の低所得の患者に対し、世帯収入に応じて全部または一部を免除する。差額ベッド代は生活保護受給世帯の患者に対して助成する。また、患者負担金軽減積立金が今年度中に枯渇する見通しであるため、その後は患者及びドナーの本人確認検査に掛かる費用についても当基金から助成する。

(17) ドナー健康被害補償

造血幹細胞採取に伴う健康被害は「骨髄バンク団体傷害保険」により補償する。

Ⅲ 組織運営

公益法人として内閣府の指導の下、法令及び定款に基づいて適正に法人運営を行う。骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の許可事業者として厚生労働省の指導の下、法律及び厚生労働省令、ガイドライン等に基づき事業を円滑に遂行する。

ドナーや患者の個人情報を取り扱うことを常に念頭に置き、個人情報保護対策を適切に実施する。

1. 財政全般

支出項目を精査して経費を削減し、予算を効率的に執行する。

2. 人事関連施策

組織活性化と業務能力向上を実現するために以下の人事施策を引き続き実施する。

(1) 人員の適正配置

ジョブローテーションにより人材育成、組織活性化、業務の質の維持向上を図る。

(2) 人事評価制度の運用

上司と部下による「目標実績面談」を年2回実施して業務上の課題や問題点を共有する。
個々の能力・資質や実績等を評価し賞与と昇給に反映する。

(3) 職員研修

レクチャー及び現場見学等新入職員への研修、新管理職への研修等を適宜実施する。

※いずれもコロナ禍が収束次第

(4) 育児・介護休業への支援

働きやすい環境作りのため、育児休業や介護休業といった制度を職員に周知する。

3. 関係機関とのコミュニケーション強化

日本造血・免疫細胞療法学会、日本造血細胞移植データセンター、WMDA、WBMT、APBMT 等との連携を図る。また、支援機関が主催する諸会議(※)に適宜参画して協力する。

※造血幹細胞移植事業関係者会議、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者連絡会議、普及啓発連絡会議、臍帯血供給事業者連絡会議、HLA委員会

4. 各種委員会

(1) ドナー安全委員会

ドナーの安全は骨髄バンク事業の最優先事項であり、採取に係るドナーの安全性確保のために設置する。採取方法や採取量の基準に関する事項、骨髄等提供者の情報収集や解析に関する事項、団体保険適用に関する事項、採取病院の認定審査や指導に関する事項等を審議する。年3回程度の開催を予定している。メール審議は随時実施する。

(2) 医療委員会

患者それぞれに適した移植医療を提供するために設置する。移植希望患者の適応に関する事項や、移植に係る情報収集および解析、移植医療の評価等を行う。臍帯血移植を含む主治医からの医療相談に対応する。年1~2回の開催を予定している。メール審議は随時実施する。

(3) 倫理委員会

移植医療の倫理面を検討するために設置する。当法人における移植医療の発展に寄与することを目的とする。データ利用や臨床研究に関する審査などを担当する。メール審議を随時実施し、必要に応じて委員会を開催する。

(4) 国際委員会

臍帯血を含む造血幹細胞を国際間で円滑に授受するために設置する。メール審議を随時実施し、必要に応じて委員会を開催する。

(5) 広報推進委員会

普及啓発や広報に関する施策等を検討するために設置する。マスコミ、イベントなど専門家で組織されており、必要に応じて相談に応じ助言する。

以上